

学 則

1 事業者の名称及び所在地	株式会社アメイジュ 〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢 38-3
2 研修事業の名称	湘南国際アカデミー介護職員初任者研修綾瀬市委託 16 日通信コース
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程（通学・（通信））
4 開講の目的	介護職員初任者研修を開催することにより、綾瀬市民等が介護知識・技術を習得する機会を創出し、綾瀬市内で介護事業に従事できる人材を育成する。
5 研修責任者及び 研修コーディネーター の氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	【研修責任者】仲川 一清 【研修コーディネーター】江島 一孝 【研修担当部署】湘南国際アカデミー 教育事業部 【研修担当者】秋山 修 《事務所》神奈川県藤沢市藤沢 38-3 《電話番号》0466-54-7290
6 受講対象者(受講資格) 及び定員	【受講対象者】 令和 4 年度内に綾瀬市内の介護保険提供事業所へ就業を希望する者 【受講定員】 12 名
7 募集方法(募集開始時 期・受講決定方法を含 む) 受講手続及び本人確認 方法	【募集方法】 ① 令和 4 年 10 月 15 日から令和 5 年 1 月 11 日の間で募集を行う。 ② 弊社ホームページ・タウン誌等に募集広告を掲載する。 【受講決定方法】 ① 受講希望者は、弊社へ連絡を入れる。弊社より、受講案内（学則含む）と申込書を送付する。 ② 受講希望者は、弊社指定の申込書に必要事項を記載し、郵送または FAX にて申し込みをする。また、インターネットの場合は、必要事項を入力して申し込み手続きを行う。（申込者多数により定員を超えた場合は、先着順とする） ③ 弊社より、受講希望者に申し込み確認および受講料支払の連絡を入れる。 ④ 受講希望者は、規定の期日内に受講料の支払いを行い、入金確認ができた時点で受講を認める。受講料の支払いが確認できず、弊社からの連絡が滞る場合は、キャンセル扱いとして受講を認めない。 【本人確認方法】 ○ 研修初日までに、公的証明書等の原本で確認する。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	【受講料】 ○ 総額 5,500 円（税込） （内訳）テキスト代 5,500 円（税込） 【支払方法】 ○ 規定の期日内に現金での支払いあるいは、下記口座まで振り込むこと。 三井住友銀行 藤沢支店

	支店番号：346 口座番号：7719517（普通） 口座名義：株式会社アメイジュ
9 研修カリキュラム	別添様式4のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	<p>【通信学習の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「職務の理解」授業終了後、通信添削課題を配布する。提出締め切りを3回に分けて添削指導を行う。 ○ 添削指導の認定基準は、理解度の高い順にA・B・C・D（A=90点以上 B=80～89点 C=70～79点 D=70点未満）の4区分で評価し、C以上を認定する。 ○ 認定基準に満たなかった者については、通信添削課題を再提出し再度評価を行う。 ○ 通信添削課題に取り組みながら、スクーリングの受講をする。 ○ 自宅学習中の質疑等は、スクーリングの際に当該科目の担当講師に尋ねることができるほか、FAX、電子メール、質問用紙等で受け付ける。
11 研修会場 (名称及び所在地)	<p>①湘南国際アカデミー 綾瀬市委託校 (神奈川県綾瀬市深谷中4-7-10 綾瀬市保健福祉プラザ)</p> <p>②湘南国際アカデミー 海老名校 (海老名市上郷1-18-21 西川ビル2階-A号室)</p>
12 使用テキスト (副教材も含む)	介護職員初任者研修テキスト【中央法規出版】全2巻セット
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	<p>(1) 技術演習における修得度評価</p> <p>「こころとからだのしくみと生活支援技術」の以下の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストによりA～Dの4区分で評価を行い、AおよびBの者を基準に達している者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 総合生活支援技術演習 (評価区分) A：基本的な介護（介助）が的確にできる B：基本的な介護（介助）がおおむねできる C：技術が不十分 D：まったくできない (基準以下の取扱い) ○ 基準に満たなかった者については、同カリキュラムの同じ授業を補講し再評価を受ける。補講にかかる費用については、14を参照すること。 <p>(2) 筆記試験による修了評価</p> <p>全科目の終了時に、1時間の筆記試験による修了評価を実施し、C以上を認定する。 (評価区分) A：90点以上 B：80～89.5点 C：70～79.5点 D：70点未満</p>

	<p>(基準以下の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基準に満たなかった者（D評価の者）については、C以上となるまで再試験を受験することができる。 ○ 再試験の受験回数に制限はないが、3回以上不合格となり本人の修了意欲が見受けられない場合は、面談の上、未修了扱いとなる場合がある。 <p>(3) 修了条件</p> <p>次の要件を満たした者に対し、修了証明書を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講料の支払いがすべて完了していること。 ○ 通学のカリキュラムのすべてに出席していること。 ○ 通信添削課題のすべてが認定基準を満たしていること。 ○ 上記(1)および(2)の基準を満たしていること。 <p>※修業年限は原則8ヶ月以内とする。ただし、病気等やむを得ない理由による場合は、その旨を証明するものを提出することにより、1年6ヶ月以内とすることができる。</p>
14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理由の如何にかかわらず、5分以上の遅刻・早退は欠席扱いとする。 ○ 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、同カリキュラムの同じ授業を振替補講することができる。
15 科目免除の取り扱いと その手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ すでに生活援助従事者研修を修了している者は、以下の科目の一部又は全部を免除する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 人権と尊厳を支える介護 ● 介護職の役割、専門性と多職種との連携 ● 介護職の職業倫理 ● 介護保険制度 ● 介護におけるコミュニケーション ● 介護におけるチームのコミュニケーション ● 高齢者と健康 ● 認知症を取り巻く状況 ● 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 ● 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 ● 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 ● 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ● 生活と家事 ● 快適な住環境整備と介護 ● 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ すでに介護に関する入門的研修を修了している者は、以下の科目の一部又は全部を免除する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 介護職の役割、専門性と多職種との連携 ● 介護における安全の確保とリスクマネジメント ● 介護職の安全 ● 老化に伴うこころとからだの変化と日常 ● 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ● 家族への支援 ● 障害の基礎的理解 ● 家族の心理、かかわり支援の理解 ○ 免除の可否については、本研修の申し込み時に修了証の原本を確認し決定する。

16 解約条件及び返金の有無	<p>【受講者からのキャンセル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話・電子メール等での連絡を必須とする（ただし、留守番電話へのメッセージ保存や電子メール送信だけの場合は、弊社に確認を取ること）。 ○ テキストについては、汚損・書き込み等がなく未使用と認められるものであれば、返金する場合がある。 <p>【弊社からのキャンセル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講希望者が 2 名に満たなかった場合は研修を開催しない場合がある。 ○ 授業態度不良等により、弊社が何らかの被害を被った場合には、被害の大小にかかわりなく被害総額を全額実費で当該受講者が負担するものとする。
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弊社ホームページ (si-academy.jp)において、以下の内容を情報開示する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 研修機関情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人情報（法人格・法人名称・住所） ② 研修機関情報（事業所名称・住所・理念・学則・研修施設・設備） (2) 研修事業情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 研修の概要（対象・研修日程・定員・講師数・研修受講の流れ・費用・留意事項） ② 課程責任者（氏名・略歴・資格） ③ 研修カリキュラム（科目別シラバス・担当講師名・科目特徴・通信添削課題内容の概要と時間・修了評価の方法） (3) 講師情報（氏名・略歴・現職・資格） (4) 実績情報（過去の研修実施回数・過去の研修延べ参加人数） (5) 連絡先等 <ul style="list-style-type: none"> ① 資料請求先・申込み方法 ② 苦情対応者（担当者氏名・役職・連絡先）
18 受講者の個人情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講座の申し込みにあたり提出した個人情報は、弊社教育講座受講に関するのみ使用し、目的以外の利用、第三者へは提供しない。 ○ 修了者名簿は介護保険法施行令第 3 条第 2 項第 2 号イの規定に基づいて県に提出する。
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了証明書を亡失・棄損した場合、受講者本人の申請により再交付する。 ○ 再交付手数料 1,350 円（税込）
20 その他研修実施に係る留意事項	<p>【受講生の留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カリキュラムはすべて一人の力で遂行すること。 ○ 通信添削課題の提出は、期限厳守とし、正当な理由がない限り、提出遅延は認めない。また、評価「D」（70 点未満）の場合は、再提出が必要となる。 ○ レポートの提出方法は、提出指定授業（4 回目・6 回目・8 回目）の通学時、指定の封筒に「住所・氏名」を記載し、解答用紙を封入して持参すること。提出できない場合、当日の受講はできない。 ○ 妊娠中の者は原則として、母子の保護および安全のため受講できない。受講途中に妊娠した場合は、その時点で退校となる。 ○ 傷病を持っている場合や、何らかの理由で通院をしている場合は、事前に申し出ること。傷病が悪化する可能性のある方は、受講を中止してもらう場合がある。

【天災等の取扱いについて】

- 交通機関などに影響が出た場合の休校の連絡については、当日の朝7：30までに弊社ホームページに掲載する。
- 研修の継続が困難な場合は、延期または中止の措置を執る。中止の場合は他のコースへの振り替えをする。

【退校処分の取扱いについて】

- 認められた場所以外での喫煙行為があった場合（携帯灰皿等を使用して、認められた場所以外での喫煙行為を含む）。
- 当校に所属している他の受講生及び卒業生並びに当校の講師、職員に対しての営業活動（求人活動や宗教活動等含む）や勧誘、斡旋行為があった場合（いかなる法人・組織・集団・団体・集まりに引き抜く行為及び紹介又は案内、仲介をする行為も含む）。
- 悪質な受講態度（受講中の私語、他受講生および弊社職員並びに講師等への嫌がらせと見られる言動等、社会人としてのモラルの欠如）や、学則を著しく違反し更正が見られない場合は退校処分となり、提携事業所からの内定についても取り消しとなる。

※上記の禁止事項に該当した場合、即刻退校処分とし、受講生、学校、関係者、関係機関等に損害が生じた場合には、当該受講生が一切の責任を負うものとする。また、この場合の受講料等の返金は一切行わない。

附則

- この学則は令和元年8月1日より施行する。
- この学則は令和2年9月1日より施行する。
- この学則は令和3年10月7日より施行する。
- この学則は令和4年10月1日より施行する。
- この学則は令和5年1月1日より施行する。